

# 十六アジアレポート 2017年6月号

2017年6月1日  
十六銀行 海外サポート部

## 《 目 次 》

### <駐在員レポート>

1. 上海：「最近の環境規制・都市化について」 上海駐在員事務所
2. 香港：「コーポレートトレジャリーセンター優遇税制」 香港駐在員事務所
3. シンガポール：「お酒にまつわるエトセトラ」 シンガポール駐在員事務所
4. バンコク：「『タイ日系企業ビジネス交流会』開催」 バンコク駐在員事務所
5. ベトナム：「ベトナムの街通り 名前の由来について」  
十六銀行 海外サポート部（ベトナム投資開発銀行ジャパンデスク） 伊藤 信介
6. インドネシア：「パンチャシラ～多様性の中の統一～」  
十六銀行 海外サポート部（バンクネガラインドネシア ジャパンデスク） 今井 敦士
7. 為替相場情報

本書中の情報は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行及び執筆者はその正確性を保証するものではありません。また、本書中の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

# 1. 上海:「最近の環境規制・都市化について」

上海駐在員事務所

日本も嘗てそうだったように、経済成長を優先させた結果、PM2.5による大気汚染の問題、工場の排水による水質汚染の問題、食品の安全性の問題など、中国においても様々な環境問題が生じています。以前から抑制しようという動きはありますが、中々改善されていないのが現状のようです。今年に入ってから当行のお客様からも環境に関わるご相談やお問い合わせが増えており、関心が高まっていますので、最近の環境規制・都市化について報告いたします。

## ■環境規制の動向

中国の李克強首相が4月の会議で、国民の不満が高まっている大気汚染の対策に「必要なだけ資金を投じる」「国民が最も解決を望んでいる問題の一つだ」と宣言し、環境問題は政府として最優先課題の一つと位置付けられています。しかし、実際は以前より環境規制のルールは厳格なものがあり、日系企業が工場を新たに建てる時に直面する建築基準、環境基準は、ある人に言わせると「世界一厳しい基準」と感じられるとのこと。それにも関わらず、実際には汚染や環境悪化などが表面化しているのは、過去20年間、経済成長をしていく過程の中で、本来守られるべきルールがあるにも関わらず、それを管理する監査員の裁量によって、ある程度の幅が許されてきた事実があったからなのだと思います（いわゆるグレーゾーン）。コンプライアンスを重視する日系企業では、少ないと思いますが、「上に政策あれば、下に対策あり」で、その場しのぎの様々な手段によって、改善指導を免れてきたケースが一部あったのが現実のようです。

2015年1月に施行された「環境保護法」、2014年9月に施行された「土地節約集約利用規定」によって、今後の政策が明らかになっています。主には次の内容が示されており、ある傾向が読み取れます。

- 移転の目的を単純な都市化から、土地の環境改善及び効率化を目標にした。  
各地政府は単純に都市化を目的にせず、「三高一低」（高汚染、高エネルギー消費、高安全性リスク、低収益）の企業に対し、操業停止または移転の実行を開始した。
- 強制的な移転要請から協議による移転要請へ変更  
各政府は今まではある一定の期間に、一定の一大区画を移転させることを求められてきたものの、昨今は不動産市場の上下変動が非常に大きいことから、都市化をやみくもに拡大することをやめ、一社一社の企業と協議して移転を完了させる方式に変更になった。

以上のことから、環境負荷が大きいと判断される業種で、低収益な企業に対しての風当たりが強くなってきていることが分かります。都市計画調整によって移転を計画（政策性移転）し、特定の地域への移転を求められること、場合によっては代替地なしで退出を求められることなどが進められ、開発区の中でも、入居する業種の再構築がなされようとしています。

## ■監査手法が変わった

2015年の後半に、中央政府が各省（自治区、直轄市）に対し、環境監査チームを派遣し、国家の環境保護政策の執行状況、際立っている環境問題の解決状況、企業等の環境保護責任の執行状況を監督・検査する活動を開始しました。この効果はてきめんのようで、今までは中央政府のガイドラインを厳しくしても、各省の当局と企業が癒着し、改善が進まなかったものが、各省の当局の監査実施状況を中央政府が監査するとなれば、工場への監査で賄賂を受け取れば人生を棒に振ることになりかねない一方、工場の摘発などで手柄を挙げれば出世の近道になるというような思惑が働き、監査が厳格になる傾向が強くなったと言われています。

上海市では、上海市環境保護局が環境違反企業をホームページで公開しており、殆どが中国系企業とのことでありますが、日系企業も一部含まれており、2016年1月～11月に約40社の日系企業が罰金、生産停止の処分を受けているとのこと（ジェットロ資料より）。

当時はあまり実感がありませんでしたが、今から思えば環境規制の強化の始まりを我々も経験しています。上海の歴史あるゴルフ場が、生活用水の水源である湖に隣接しているという理由から、ある日、中央政府より営業停止を受けました。「過去に中央政府が正式に許可したゴルフ場だから大丈夫だろう」との意見が大半でしたが、現実には予想に反し、営業停止となったのです。一時期は実際に営業を停止したものの、決定に不満を持ったゴルフ場は、営業を再開し、10ヵ月ほどの期間、上海市も所在地の区も営業を実質的に黙認していましたが、中央政府の監査員の現場立ち入り監査が決まった翌日には、即、ゴルフ場にブルドーザーが入り、グリーンもフェアウェイも破壊してしまいました。この国においての中央政府の統制力を改めて再認識しました。これが2016年3月の出来事ですから、環境規制が強化され始めた時期と同じ頃になります。

### ■主な事例

当事務所や提携コンサルティング会社に寄せられた具体的な事例を紹介させていただきます。

- ・工場を操業する上で、従来は必要がなかったものの、環境規制の強化により、作業工程で出る排気の浄化を求められ、当局が指定する業者から環境対策設備を購入して改善するように求められたケース。（環境対策設備の提示される価格は、割高な傾向があり、値段交渉は困難のようです。）
- ・政策性移転により、従来工業用地だったところを宅地化することになり、立ち退きの要請を受けた。補償金の提示を受け、内訳を検証したところ、移転が出来ない設備の評価の見直し、及び人員整理の費用について経済補償金の実費を正確に算出し、再交渉をしたところ、補償金の上乗せを獲得し、移転したケース。
- ・工場が集積する開発区以外の地域に、10年以上前に進出し事業を継続していたところ、周りに民家が立ち始めたため、環境規制の指導が厳しくなったケース。
- ・環境規制とは少し異なるが、進出して永年経過する中で行った増築について、当初の進出時に建築申請したものと現状の建物が違うという理由で、建物の増築部分の撤去を求められたケース。

### ■まとめ

中国への投資が増え、工場の建設が続いた時期の開発区（工業団地）は、企業の誘致数を競い、かつ税収を上げることが、最大の中央政府へのアピールでした。しかし、今は国民の最大の関心事と言われる環境問題を解決し、環境にやさしい高収益な企業を誘致し、既存の企業においては環境に対し高負荷のかかる企業を整理することが、各省（自治区、直轄市）に求められています。

日系企業はルールを順守している企業が圧倒的に多いものの、進出して永年経過してくると、周りの環境が劇的に変化し、当初のルールでは基準内であったにもかかわらず、基準の変化が早いため、知らない間に基準から外れているということもよくあるようです。特に特定の人や中国人スタッフに、環境対策や当局との交渉を任せっきりである場合、今までは人的な関係で、悪くても罰金で済んでいたものが、ある日突然、グレーゾーンが通用しなくなり営業停止ということにもなりかねません。いたずらに不安を煽る訳ではありませんが、環境負荷の高い業種によっては、是非、規制に関する情報を入手し、早めの対応を取られることをお勧めします。優良な開発区は中央政府の意向を酌んで、指導力を発揮して、各企業に前もって積極的に指導しているところもあると聞いています。また開発区に属していない立地に存在する企業は、地元政府関係者とコミュニケーションを図ること、公表される情報を定期的に入手できる仕組みを作ることが、大切であると思います。

ご要望をいただければ、当事務所もこうした情報収集のお手伝いをさせていただきます。

## 2. 香港:「コーポレートトレジャリーセンター優遇税制」

香港駐在員事務所

近年アジア・アセアン諸国では世界的企業の誘致のため、統括会社や研究拠点などを対象としたさまざまな投資優遇政策が設けられていますが、香港でも昨年より、「香港に財務統括会社を置くと法人税が半額になる」、という「適格コーポレートトレジャリーセンター（CTC）優遇制度」が導入されています。この制度について見てみたいと思います。

### 香港の税制の概要

香港の法人に対する税制は、①法人税率が16.5%、②域内源泉所得のみに課税、③キャピタルゲイン課税無し、という特徴があります。①は世界諸国に比べても相当に低い水準です。②については、香港で行われる活動から発生する利益にのみ課税するというので、例えば、香港の法人が日本支店を持っている場合、日本支店の利益には香港の法人税は課税されません。一方で、日本の法人の香港支店の利益には日本の法人税が課税され、かつ香港の法人税も課税されます（日本の外国税額控除制度で一定の調整がされます）。このことは、その香港の法人の日本支店が大きな損失を出しても、香港の法人税の課税には影響しないこととなります。③については、一般法人の不動産の売却益、株式等の売却益、預金利息、社債の受取利息などは非課税となっています。

ここで、②と③に関連して一つの問題がありました。現行の税制では銀行以外からのクロスボーダー借入、例えば香港の現地法人が日本の親会社からする借入に対する支払利息は域外のものとされ、損金参入できないという問題です。それでも税率自体が安いことから、多くの会社が香港に統括拠点を置いています。

### 適格CTC企業に対する優遇税制

コーポレートトレジャリーセンター（以下CTCとする）を財務統括会社と訳していますが、ここでの財務統括会社は貿易決済の中心としての統括会社というわけではなく、傘下の子会社の資金調達、運用など金融に関する直接または間接の業務を行う会社を指します。

新税制でCTCに認定される統括会社については、①CTC業務から生じる利益に対しての法人税を8.25%とする、②海外関連会社からの借入に対する支払利息の損金参入を認める、という優遇税制が適用されます（②は今回の税制を機に適格CTC企業以外の金融統括会社にも適用されます。）

### 適格CTC企業の条件

適格CTC企業は、金融機関以外で、下記の3区分に該当する企業とされます。

- ① 「企業財務活動」のみに従事する企業
- ② 「セーフ・ハーバー・ルール」を満たす企業
- ③ 内国歳入庁長官の承認を受けた企業

基本的には①の「企業財務活動」のみを行う企業を対象としています。既存の企業が参入しやすいように、②③の要件が追加されています。特に③は「応相談」という意味に解されています。

### 「企業財務活動」について

上記の「企業財務活動」には下記の3種類の活動が該当します。

- ① 香港外の関連会社に対する融資
- ② 香港外の関連会社に対する「コーポレートトレジャリーサービス」の提供

関連会社に対する、資金繰りの管理などの顧問業務、サプライヤー等への支払業務、資金調達・資金運用などへのアドバイザー業務、資金調達に際する保証提供に関する業務、金融に関するコンプライアンス顧問業務、M&A支援業務、これらに係る事業計画立案業務、など。

③ 香港外の関連会社に対する「コーポレートトレジャリー取引」の遂行

関連会社に対する、資金調達の際の保証業務、関連会社との資金取引業務（預金、債券、手形、社債など）、金利リスク・為替リスクなどのヘッジ取引（差金決済取引、外国為替、先物取引、為替予約、スワップ取引など）

抜粋して記載しましたが、財務統括会社が関連会社に提供する、銀行のような業務が対象の活動です。

### セーフ・ハーバー・ルール

「セーフ・ハーバー・ルール」には下記のいずれかの要件を満たすことが必要とされます。

① 単年度基準

適用年度において、「企業財務活動」に係る利益の割合が総利益の75%以上、且つ「企業財務活動」に係る資産の割合が総資産の75%以上

② 複数年度基準

適用年度の直近3年間において、「企業財務活動」に係る利益の割合が平均で総利益の75%以上、且つ「企業財務活動」に係る資産の割合が平均で総資産の75%以上

### 導入企業

昨年11月、日立キャピタルは中国での社会インフラ事業などを日立グループで受注することを支援する目的で、香港に金融統括会社を設立しました。この制度を適用する日本企業の第1号です。近年中国政府はインフラ投資において、官民パートナーシップ（PPP）を推奨しておりますが、案件と資金調達の両面からのアプローチを狙っているようです。既にこの香港金融統括会社が、日立キャピタルの中国現地法人向けに協調融資を組成し、これに日本のメガバンクが参加しています。リース会社の協調融資の組成案件は現状ではまだ珍しく、関係子会社を多数持つ大企業では、こうしたファイナンス手法が今後広まる可能性があります。

この制度は香港において、専らグループ内の金融業務を行う統括会社に対して優遇税制を適用するもので、他国にある金融統括会社を香港へ移転することや、外国の本社で行っている子会社への金融業務を分離して香港へ移転することなどを促すための税制です。香港はアジアの金融センターとして、特に最大のオフショア人民元センターとしてこれまでも利用されてきましたが、近年はシンガポールをはじめ、タイやマレーシアなども優遇税制により統括会社の誘致を積極的に行うようになりました。各国の優遇制度はそれぞれ特徴があり、「統括会社」の要件にも違いがあります。

香港は、税率そのものが低いことがメリットであり、これまで優遇税制は行っていませんでしたが、今回の優遇税制の制定は、特にシンガポールにおけるFTC税制という優遇措置を強く意識したものであると感じます。内容をよくみると、金融取引に関する投資収益の吸収・分配、役務手数料の受取が「適格CIC企業」の要件であり、これらの収益は発生国で源泉徴収の対象となることが多い取引ですので、注意が必要かと思えます。

（本文内容は、条文の一部を抜粋するなど簡潔に記載しております。詳しい制度につきましては専門家にご相談ください。）

### 3. シンガポール:「お酒にまつわるエトセトラ」

シンガポール駐在員事務所

イギリスの経済紙「エコノミスト」の調査部門、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) が今年3月に発表した2017年版「世界主要都市の生活費ランキング」で、シンガポールは4年連続で世界一生活費の高い都市となりました。確かに生活実感としては、電車やバスなどの公共交通機関とタクシー、それに屋台街で食べるローカルフード以外は、日本と同等かそれ以上といった印象です。中でも我々駐在員の悩みの種は、「お酒」が高いことです。日頃のストレスを発散しようと「軽く一杯」のつもりが、支払いの際、「えっ!? そんなに?」ということもしばしば……。というわけで、今回はシンガポールのお酒にまつわるあれこれをご報告します。

#### 1. なぜ高い?

シンガポールのスーパーやコンビニなどの小売店で酒類の価格を日本と比較した場合、ビールはそれほど大差ありませんが、ワインや日本酒、焼酎などは大きな価格差があることがわかります。その主な理由は、シンガポールでは酒類に「悪行税 (Sin Tax)」としてアルコール度数に応じた物品税が課されているからです。右の表は、特定のアルコール度数について1リットルあたりの税額を日本とシンガポールで比較したのですが、アルコール度数が高いほど税額も高くなり、日本との差が広がることにおわかりいただけるかと思います。また、酒類のほとんどは輸入されているため、輸送コストや輸入業者のマージン等も小売価格を押し上げている一因と言えます。

【酒類1リットルあたりの税額比較】

|            | アルコール分 | 1リットルあたりの税額 |                   |
|------------|--------|-------------|-------------------|
|            |        | 日本          | シンガポール            |
| ビール        | 5%の場合  | 220円        | 3.80Sドル(約304円)    |
| ワイン        | 12%の場合 | 80円         | 10.56Sドル(約844円)   |
| 日本酒(清酒)    | 15%の場合 | 120円        | 13.20Sドル(約1,056円) |
| 焼酎、泡盛      | 25%の場合 | 250円        | 22Sドル(約1,760円)    |
| ウイスキー・ウォッカ | 40%の場合 | 400円        | 35.20Sドル(約2,816円) |

\*1シンガポールドル(Sドル)=80円で換算

#### 2. 飲酒は悪行!?

シンガポールでは2015年4月より、午後10時半～翌朝7時まで「公共空間での飲酒」と「小売店での酒類販売」が禁止されました。上記の時間帯でも、自宅やホテルの室内は私的空間とみなされ規制対象外ですし、酒類提供の許可を受けたレストランやバーなどの飲食店でも飲酒が可能ですが、提供された酒類を店外に持ち出すことは禁止されています。尚、この法令は外国人観光客に対しても適用されますので、渡航される方は注意が必要で

す。この法令の誕生は、単に「飲酒は悪行だから」というだけではなく、2013年末に多くの酔っ払いが引き起こした大規模な暴動がきっかけになったと言われており、飲酒によるトラブル発生のリスクが高い地域は「リカー・コントロール・ゾーン (LCZ)」として、より厳格な規制が課されています。



規制時間帯の告知



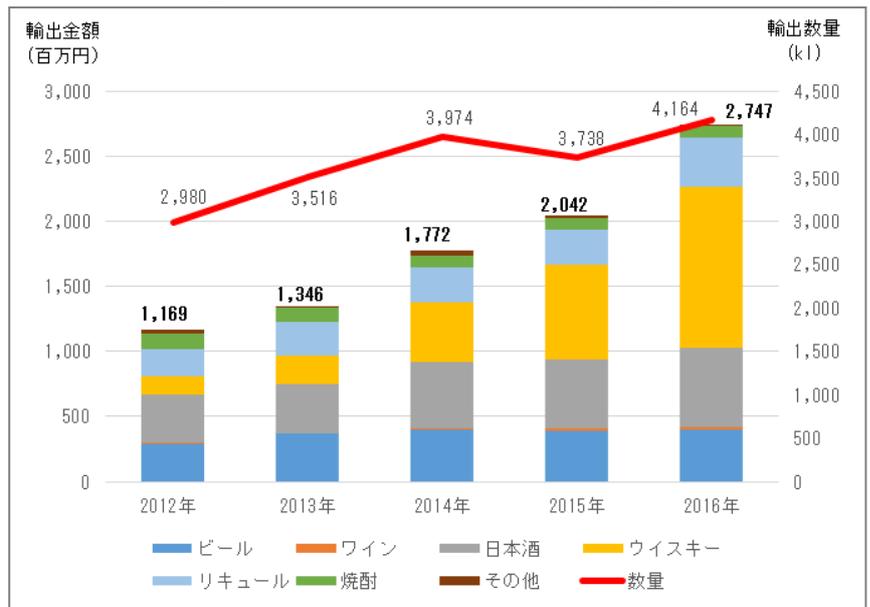
LCZの告知

### 3. 日本からの輸出状況は？

高額な税金や厳格な規制など、酒類の市場環境としては決して良いとは言えないシンガポールですが、ここでは購買力の高さや日本食ブームを背景として、近年日本からの酒類の輸入状況を見てみたいと思います。輸出は増加傾向にあります。右のグラフは、過去5年間の推移を表したものです。このように、輸出金額、数量とも概ね右肩上がりに増加しており、特に金額はこの5年間で2倍以上の伸びを見せています。その大きな要因

となっているのはウイスキーです。ここ数年、日本のウイスキーが海外で国際的な賞を相次いで受賞するなど、日本産ウイスキーが世界的ブームになっていることが影響していると考えられます。グラフからも一目瞭然ですが、2016年実績を2012年と比較してみますと、金額で9倍以上、数量でも6倍以上と、まさに爆発的に増加しています。また、ウイスキーの次に高い貢献度を誇るのが日本酒です。折からの日本食ブームに伴い、シンガポールの人々の日本食に対する認知度が向上する中で、よりおいしく日本食を味わうために、日本食に合う日本酒に興味を持つようになるのは、ある意味自然な流れだと言えるでしょう。2016年実績は2012年比、金額で約60%、数量で約28%増加しています。地方自治体や酒造メーカーによるプロモーションも活発に行われていますので、こうした傾向はまだまだ続くものと思われる。

【日本からシンガポールへの酒類輸出推移】



出所：財務省貿易総計

### 4. シンガポール市場の魅力

これまで述べてきました通り、シンガポールのお酒を取り巻く環境は日本とはかなり異なっています。最も大きな違いは、やはりその価格差だと思いますが、それを物ともしないようなエピソードを最後にご紹介します。

先日、某地元酒造メーカー様がシンガポールで開催された日本酒の試飲会に出展されました。そこにふらっと現れたシンガポール人の中年男性が、同時に出展されていた他社のお酒も含めて何種類か試飲した後、各社の一番高額なお酒（720ml 瓶 1本約1万円以上）を2~3本ずつ、合計7本購入していかれたそうです。日本ではまずこうしたことはないらしいのですが、シンガポールではこの日に限ったことではなく、高額なお酒から売れていく傾向があるそうです。人口約561万人という小規模、かつ良好とは言い難い市場環境ではあるものの、こうした購買力の高さがシンガポール市場の魅力であると言え、今後もこの市場を狙った日系酒造メーカーの飽くなき挑戦は続くことになりそうです。



日本酒試飲会の様子

## 4. バンコク:『タイ日系企業ビジネス交流会』開催

### バンコク駐在員事務所

5月19日、バンコクに駐在員事務所を構える地方銀行13行（当行、大垣共立、京都、群馬、山陰合同、滋賀、中国、八十二、百五、福井、北都、北洋、北陸）により、「タイ日系企業ビジネス交流会」を開催しました。当初は、昨年11月に開催する予定で進めてきましたが、昨年10月のプミポン前国王崩御直後の世情を鑑み、開催時期を本年5月に延期いたしました。

#### ■253社296名のお取引先さまが参加

タイで地銀や信金が連携して交流会や商談会を開催する試みは、これまでも行われており、当行が共催した地銀連携のイベントとしては、海外ビジネス支援に関する広域連携行である山陰合同、広島、北國との4行共催となる「広域連携 お取引先交流会 in バンコック」を2015年2月に初めて開催しております。

一方で、この「タイ日系企業ビジネス交流会」は、ローカル銀行との提携関係や、地銀同士の提携関係にとらわれず、バンコクに駐在員事務所を構える地銀の「所長会」をベースとして連携し、お客様同士の交流の場、情報交換の場を提供しようという試みとして、2015年11月に初めて当行を含む7行共催で開催されました。今回は2回目の取り組みとなりますが、前回の盛況を受け共催希望行が増加した結果、共催行はバンコクに進出している地銀全17行のうち13行となりました。

共催各行のお取引先さまを対象に参加を募集、タイに進出しているお取引先さまのみならず、日本や周辺国からも積極的に参加いただいた結果、当日は253社296名の方にお集まり頂くことができました。また、来賓の方々の関心も非常に高く、在タイ日本国大使館の林原賢吾書記官、JETROバンコク事務所の三又隆志所長、盤谷日本人商工会議所の井上毅専務理事、タイ国投資委員会(BOI)の赤間隆志投資アドバイザーに参加を快諾いただきました。

#### ■【第一部】セミナー

交流会に先立つセミナーでは、タイ国家警察局長大佐の戸島国雄氏に講演いただきました。タイにおける凶悪事件発生率は、日本と比べても非常に高い水準で推移しています。そこで、現場鑑識、似顔絵捜査、科学捜査に精通し、日本・タイ両国で爆弾テロ、列車事故など数々の大事件事故現場を踏んだ経験を持つ戸島氏に、危機管理をテーマに講演を依頼しました。講演では、「弁護士や警察官だからといって簡単に相手を信用しないこと」「自分の身は自分で守る意識を欠かさないこと」などのアドバイスがあり、参加したお取引先さまは「今後の駐在生活において参考になる内容だった」などと概ね満足いただいている様子でした。



<主催者挨拶>



<セミナーの様子>

## ■【第二部】交流会

冒頭、主催者の挨拶をさせていただいた後、来賓を代表してJETRO バンコク事務所の三又所長よりスピーチをいただき、在タイ日本国大使館の林原書記官に乾杯のご発声をお願いいたしました。交流会では、共催行員はお取引先さま同士のご挨拶、名刺交換のサポートを行いました。

事前の準備としては、お取引先さまに交流会での行動をイメージしていただく時間をより長く作っていただくため、交流会開催日の約10日前に交流会の参加企業リストを配布いたしました。また、交流会当日にお取引先さま同士のマッチングをより効率的に行うため、事前にお取引先さまごと、「会いたい企業」の情報をできる限り収集いたしました。

当日は約1時間半と限られた時間ではございましたが、参加された皆さまは、人脈作りや新たな取引先の開拓を目的に積極的に交流し、会場内は熱気に溢れておりました。

## ■交流会のフォロー

交流会当日に名刺交換ができなかった企業との面談を望むお取引先さまに対しては、後日個別に要望を伺い、共催銀行を通じて面談をサポートいたしました。

また、今後の開催に役立てるため、後日アンケート調査を実施しましたが、アンケート結果から、交流会の時間、参加費、会場設備等、概ね満足いただけたものと考えています。行員に対しては、精力的に動き、お取引先さま同士のマッチングを積極的にサポートして好印象であったとの意見を頂戴する一方で、参加人数と主催者・ホテル側の人数がマッチしていない印象だったとの意見も頂戴しました。また、改善を要する点として、テーブルを業種ごとに分けて欲しい、参加者リストを業種ごとに分けて欲しい、着座形式にして欲しい等、よりスムーズにお取引先さま同士が交流できるよう工夫して欲しいとの要望を数多く頂きました。

こうした交流会には次回もぜひ参加したいとの意見が圧倒的に多かったことから、今後とも当行は、単独開催、他行との共催、いずれにおいても積極的にお取引先さま同士の交流の場、情報交換の場を提供する活動をしていく所存です。



＜来賓ご挨拶＞



＜交流会の様子＞



＜共催行員一同＞

## 5. ベトナム:「ベトナムの街通り 名前の由来について」

海外サポート部 (ベトナム投資開発銀行ジャパンデスク) 伊藤 信介

ベトナムの街には大小様々な通りがありますが、その通りには必ずと言っていいほど名前が付けられています。名前の由来は様々ですが、ベトナムの歴史上で功績のあった人物の名前が付けられている通りが数多くあります。日本にも名前の付いた通りはありますが、その名前に人名が使われていることはあまりないため、日本とは異質の文化であると感じます。では、実際にはどのような名前の通りがあるのでしょうか。今回は、人物の名が付けられた通りとして有名なものの中から3つをご紹介します。

まずは、さかのぼること約600年、ベトナムで王朝を築いた人物の名が付いた通りです。

### ○リータイトー (Le Thai To) 通り

リ・タイ・トー (黎太祖:1385~1433) は、後黎朝大越国の初代皇帝。1406年の明の永楽帝によるベトナム侵攻とその後の支配に抵抗、明の勢力をベトナムから追い払い、ハノイで後黎朝を開きました。科挙の導入や国内法制度の改革などを行い、後黎朝の基盤を築いた人物です。



<青色が特徴の通り名を示す看板>

次は、建国の父であり、都市名にもなっているホー・チ・ミンです。建国の父とだけあって、他の通りとは少し様子が異なるようです。

### ○ホーチミン (Ho Chi Minh) 通り

ベトナム南北を貫く主要道路として、現在も各所で建設が続いています。完成すれば全長3000キロメートルを超えるとされ、『通り』の部分の言い方も一般的な道路を示す“pho”ではなく、幹線道路や新しい道路に使用される“duong”になっています。この道路によって30の省が結ばれる計画ですが、建設現場にはベトナム戦争時に埋められた地雷や不発弾があるため、作業は危険と困難を要しています。

ベトナムの通りの名前に採用されているのは、ベトナム人の名前にとどまりません。最後は、通りにベトナム人以外の人名が付けられた例です。

### ○パスツール (Pasteur) 通り

フランス統治下時代の名残から、フランス人の細菌学者パスツールに因んで名付けられた通りがあります。彼の名が付くパスツール研究所も、ベトナム南部・カインホア省の省都であるニャチャンとホーチミン市にあります。ニャチャンの研究所は細菌学や疫学の発展に貢献し、ペスト菌を発見したことで有名なヤーシン (Yersin) が建設したとして知られています。

現在ベトナムに日本人の名前が付けられた通りはありませんが、日本の協力により建設された橋としてニャット・タン橋があり、この橋が日越友好の新しい象徴となっています。日越関係は40年を超えるものとなり、互いの協力関係は深まりを見せていると感じます。ベトナムにおける日本の存在感が増している中、ベトナムの発展に大きな貢献を果たす日本人が現れ、その名が通りの名前に冠される日が訪れるかもしれません。



<夜のニャット・タン橋>

## 6. インドネシア:「パンチャシラ～多様性の中の統一～」

海外サポート部(バンクネガラインドネシア ジャパンデスク) 今井 敦士

国によって祝日の日数やその意味は様々です。そんな中、インドネシアにおいて、2017年から6月1日は『パンチャシラの日』として新しい祝日になりました。

このパンチャシラとは一体何のことなのでしょうか。今回は、インドネシアの歴史においても非常に重要な意味を持ってきたパンチャシラについてご紹介したいと思います。

インドネシアの独立は1945年8月17日に建国の父スカルノ大統領によってなされました。それに先立つ1945年6月1日に同スカルノ氏によって発表された建国五原則こそがパンチャシラそのものです。



<盾に五原則が表現されたガルダ>

この五原則とは、『①唯一神への信仰、②公正で文化的な人道主義、③インドネシアの統一、④合議制と代議制における英知に導かれた民主主義、⑤全インドネシア国民に対する社会的公正』です。

その一番目に掲げられている『唯一神への信仰』ですが、ヒンドゥー教や仏教、儒教は唯一神信仰では無い為、インドネシアにおいて激しく弾圧された時期もありました。しかしながら、政府・教団が歩み寄り、教義をインドネシア流に変えることで、これら3つの宗教も国家公認宗教として受け入れられるに至りました。

上記の経緯もあり、インドネシアでは神を持たない無神論者を公言すると逮捕または厳しく罰せられる可能性もあります。

インドネシアの国章も『ガルダ・パンチャシラ』と呼ばれ、胸に盾を抱え、足に巻物を持った金色の神鳥ガルダが描かれています。その盾にある五つのエンブレムはインドネシア建国五原則(パンチャシラ)を表しています。そして足に持った巻物にはインドネシア国の標語『Bhinneka Tunggal Ika (多様性の中の統一)』が示されています。この国章はインドネシアの至るところで目にし、身近なところでは紙幣や硬貨にも使用されています。



<貨幣の国章>

この標語に象徴されるように、インドネシアには多様な宗教、文化、民族が混在しています。その中で生活をしていると、異なるものを尊重することがいかに大切かということに気づかされます。

実際、当地に進出されている日系企業の方と話をしていると、宗教・文化等の違いから経営や商売の方法に難しさを感じているといったことをよく聞きます。

それらの違いを排除し、全て日本のやり方に変えようとするとう無理が生じて、かえってうまくいかないということもあります。日本においてもことわざで『郷に入っては郷に従え』とありますが、ある部分では、日本でのやり方を現地風アレンジしていく必要があるのかもしれませんが、まさにこの国の歴史自体もそういったことを繰り返しており、非常に興味深く感じます。

## 7. 為替相場情報

(1) 人民元一円為替相場(中国人民銀行公表仲値)

(単位:1人民元当たりの日本円)

| (月)   |          | (火)   |          | (水)   |          | (木)   |          | (金)   |          |
|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
| 4月24日 | 16.01717 | 4月25日 | 15.93727 | 4月26日 | 16.13840 | 4月27日 | 16.13502 | 4月28日 | 16.12305 |
| 5月1日  | -        | 5月2日  | 16.21350 | 5月3日  | 16.25012 | 5月4日  | 16.33773 | 5月5日  | 16.33587 |
| 5月8日  | 16.35082 | 5月9日  | 16.37653 | 5月10日 | 16.45955 | 5月11日 | 16.54205 | 5月12日 | 16.48614 |
| 5月15日 | 16.44007 | 5月16日 | 16.49566 | 5月17日 | 16.38243 | 5月18日 | 16.15431 | 5月19日 | 16.14805 |



上記表、及びグラフはこの公表仲値を便宜的に1人民元当たりの日本円へ換算し直した相場です。

そのため、正式な人民元相場が必要な場合は、中国人民銀行にお問い合わせ下さい。

(2) ドルー円為替相場(当行公表仲値)

(単位:1ドル当たりの日本円)

| (月)   |        | (火)   |        | (水)   |        | (木)   |        | (金)   |        |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 4月24日 | 109.96 | 4月25日 | 109.93 | 4月26日 | 111.33 | 4月27日 | 111.35 | 4月28日 | 111.29 |
| 5月1日  | 111.49 | 5月2日  | 111.89 | 5月3日  | -      | 5月4日  | -      | 5月5日  | -      |
| 5月8日  | 112.74 | 5月9日  | 113.28 | 5月10日 | 113.86 | 5月11日 | 114.26 | 5月12日 | 113.94 |
| 5月15日 | 113.43 | 5月16日 | 113.77 | 5月17日 | 112.60 | 5月18日 | 111.06 | 5月19日 | 111.40 |



(3) タイバーツ-円為替相場(当行公表仲値)

(単位: 1バーツ当たりの日本円)

| (月)   |        | (火)   |        | (水)   |        | (木)   |        | (金)   |        |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 4月24日 | 3.2100 | 4月25日 | 3.2000 | 4月26日 | 3.2400 | 4月27日 | 3.2300 | 4月28日 | 3.2100 |
| 5月1日  | 3.2200 | 5月2日  | 3.2300 | 5月3日  | -      | 5月4日  | -      | 5月5日  | -      |
| 5月8日  | 3.2500 | 5月9日  | 3.2600 | 5月10日 | 3.2800 | 5月11日 | 3.2800 | 5月12日 | 3.2900 |
| 5月15日 | 3.2800 | 5月16日 | 3.3000 | 5月17日 | 3.2700 | 5月18日 | 3.2200 | 5月19日 | 3.2300 |



(4) インドネシアルピア-円為替相場(参考値)

(単位: 100ルピア当たりの日本円)

| (月)   |        | (火)   |        | (水)   |        | (木)   |        | (金)   |        |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 4月24日 | 0.8300 | 4月25日 | 0.8300 | 4月26日 | 0.8400 | 4月27日 | 0.8400 | 4月28日 | 0.8400 |
| 5月1日  | 0.8400 | 5月2日  | 0.8400 | 5月3日  | -      | 5月4日  | -      | 5月5日  | -      |
| 5月8日  | 0.8500 | 5月9日  | 0.8500 | 5月10日 | 0.8600 | 5月11日 | 0.8600 | 5月12日 | 0.8600 |
| 5月15日 | 0.8500 | 5月16日 | 0.8600 | 5月17日 | 0.8500 | 5月18日 | 0.8400 | 5月19日 | 0.8400 |

